

議案第72号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理監督職員のうち、管理者の指定するものに対しては、支給しない。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は、適用しない。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

企業職員の扶養手当の支給範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

（扶養手当）

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理監督職員のうち、管理者の指定するものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる親族で職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持する者で管理者の承認したものをいう。

(1) 省 略

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

~~(3)~~ - ~~(5)~~ 省 略
~~(4)~~ ~~(6)~~